

(19)戸建・低層住宅地区(青山台3丁目(1))

ア.位 置・・・吹田市青山台3丁目地内 図1のとおり  
イ.区 域・・・下図のとおり



ウ.面 積・・・約 1.1ha

工.経 過・・・1.平成29年3月1日指定、告示し、同日施行。

2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

才.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくり、はぐくむ。

力.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。</li> <li>(2) 生垣や並木、屋根などの連續性に配慮する。</li> <li>(3) 潤いのある空間の創出をはかる。</li> </ul>												
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋根は勾配屋根を基本とする。</li> <li>(2) 屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</li> <li>(3) 屋根の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">色 相</th> <th style="padding: 2px;">明 度</th> <th style="padding: 2px;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">無彩色</td> <td style="padding: 2px;">5.0 以下</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td style="padding: 2px;">5.0 以下</td> <td style="padding: 2px;">6.0 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の色相</td> <td style="padding: 2px;">3.0 以下</td> <td style="padding: 2px;">3.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>(4) 質感、素材感のある素材とする。</li> <li>(5) 光沢のない素材を使用する。</li> </ul>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下	その他の色相	3.0 以下	3.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以下	—											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以下	6.0 以下											
その他の色相	3.0 以下	3.0 以下											

3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</p> <p>(2) 外壁の色彩は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>3.0 未満</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。</p> <p>(5) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—								
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満								
4.敷際	<p>(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。</p> <p>(4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。</p> <p>(5) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。</p>									

### b. 工作物

1.擁壁	<p>(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。</p> <p>(2) 垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。</p>
------	--

### c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 表示面積の合計は 1 m<sup>2</sup>以下とする。</p> <p>(3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m 以下とする。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。</p>
---